

携帯電話・インターネットを巡る子どもたちの現状

平成20年7月に東京都が行った調査によると、小学生では4割近い児童が、また中学生では3人に2人が、携帯電話を持っていることが分かりました。

しかし、携帯電話の利用に当たって子供にルールを知らせていると思われている保護者が69・4%であるのに対して、ルールを守っていると回答した子供は47・1%に止まり、この調査結果からは保護者と子供の意識に大きな差があることが見えてきました。

また、携帯電話を持っている子供の5人に1人は「チェーンメール」や「プロフ」「プログ」への書き込みなどを巡り、何らかのトラブルに遭っていることも明らかになりました。その一方で子供から「相談を受けた」と回答した保護者は小学校3.5%、中学校12・5%で、保護者が知らないところでトラブルが進行している可能性があることが分かりました。実際に、ネット上の掲示板等に個人が特定されるような誹謗・中傷を書き込まれたり、悪口が書かれたメールが送られたりする「ネットいじめ」も発生しています。

親子の話し合いと家庭でのルールづくりが大切

携帯電話やインターネットは、とても便利な道具です。しかし、使い方一つで、子供たちが危険にさらされたり、他人を傷つけてしまったりする道具にもなります。ボタン一つで保護者や学校も知らない危険な世界に安易に足を踏み入れてしまう恐れもあります。

子供が携帯電話を使いたいと言いだした時こそ、こうした危険性や情報モラルについて親子で話し合つてもいい機会になります。

「なぜ携帯電話が必要なのか」

「トラブルにあった場合にはどうすれば良いのか」などについて十分に話し合い、子供を被害者にも加害者にもしないために親子でルールづくりを行うことが必要です。

例えば、携帯電話は自宅内では居間で使う、食事中には使わない、夜9時以降は使わない、学校には持ち込まない、などの「場所」「時間」「目的」等について、子供の成長段階に合ったルールを家庭で決めましょう。また、公共の場での使用マナーや、ネット上に個人情報を書き込まない、知らない人からメールが来ても返信しないなど、危険から身を守る方法についてもしっかり教える必要もあります。

子どもたちをトラブルから守る法律の施行

本年4月1日、携帯電話やインターネットを巡るトラブルや有害情報から子供たちを守るために、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

この法律では、携帯電話インターネット接続事業者の義務や保護者が行うべき責務について次のように示されています。

（事業者に対して）

- 事業者は携帯電話（PHSを含む）の利用者が18歳未満の子供である場合、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しない「フィルタリング」の機能を提供しなければならない。
- 携帯電話等の機器の製造業者も「フィルタリング」が容易に利用できるようにして提供しなければならない。

（保護者に対して）

- 18歳未満の子供が使用するために保護者が携帯電話を契約する場合は、使用者が子供であるということを申し出るようにする。

うにする。

。保護者は、インターネット上に多くの有害情報があることを理解し、子供たちの携帯電話・インターネットの利用状況を見守るようにする。

携帯電話を持つ児童・生徒は増えていますが、「フィルタリング」を利用しているのは3割程度に止まるという調査結果があります。法律の施行により今後の普及が期待されますが、この「フィルタリング」も決して万能というわけではありません。携帯電話やインターネットを利用するにあたって、子供たちの安全を守り、様々なトラブルを回避する力を身に付けさせるためには、様々な危険性について正しく理解し、親子で一緒にルールを考え、その後の利用状況についてももしっかり見守って行くという、家庭の明確な方針をもつことが大切です。

西東京市教育委員会では、情報教育担当教員の連絡会や生活指導主任会を通して、携帯電話・インターネットにかかわるトラブル等について情報を提供するとともに、トラブルが発生した場合の適切な対処法について周知を図っています。また、ネット上のマナーや個人情報の取扱い等、児童・生徒への情報モラル教育を推進するために、教員対象の研修会を開催したり、ICTサポーターが授業支援を行ったりするなどの取組みを進めていきます。

教育指導課

042(438)4075

相談窓口一覧

インターネット連絡協議会
<http://www.iajapan.org/hotline/>
国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/> 03-3446-0999
警視庁インターネット安心・安全相談室
<http://www.cybersafety.go.jp/>
警視庁ハイテク犯罪対策総合センター
03-3431-8109

小・中学校で地デジ放送対応ICT活用を推進します

2011年7月24日のアナログテレビ放送の終了に伴い、西東京市では2年間で、市立小学校の普通教室用テレビと小・中学校の特別教室用テレビを地上デジタルテレビ放送対応テレビへと切り替えを予定しています。

本年は小学校8校の整備を行い、今後順次進めていきます。本年3月に策定した「西東京市教育情報化推進計画」では、ICT機器の積極的な活用を目指していますが、地上デジタルテレビ放送を有効的に活用することで授業の質の向上を図っていきます。

導入する地上デジタル放送対応テレビは、テレビ放送を見るだけでなく、既存のLAN環境と接続し、インターネットを利用して、検索によって動画の映像等、様々な情報を教室で放映することもできるようになります。また、地上デジタル対応の切り替えと同時に、テレビ自体も大型のデジタルテレビへの交換も予定しています。

デジタルテレビの高画質・高音質な映像によって、児童生徒の興味関心を向上させるとともに、パソコンやデジタルカメラと連動させ、知識・理解の定着などを図っていきます。

教育の情報化については、「西東京市教育情報化推進計画」等に基づいて、児童・生徒用コンピュータの導入や校内LAN整備、ICTサポーターの導入等、これまでも重点政策として積極的に取り組んできました。今後とも、新しいICT機器等を積極的に取り入れ、授業等で活用することで、教育効果を一層高め、分ける、楽しい授業を推進してまいります。

教育指導課

042(438)4075

小・中学校でCO₂削減に取り組んでいます

地球温暖化は、地球規模で解決を図らなければならない大きな問題です。地球温暖化の原因の一つとして、大気中のCO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が指摘されています。

私たちは電気、ガス、ガソリンなどを大量に消費してきましたが、地球温暖化を防ぐためには、毎日の生活スタイルを見直していくことが大切です。特に小・中学生の段階から環境問題に興味・関心をもち、自ら進んで地球温暖化を防ぐ取り組みを行うことが重要です。

6月5日は「環境の日」です。本市の全ての公立小・中学校では、東京都教育委員会と連携して、「環境の日」に合わせて、6月を「CO₂削減アクション月間」と定め、環境に関する講話などを実施し、児童・生徒の地球温暖化防止への意識を高め、節水、節電、省資源等の環境に配慮した行動を実践できるように取り組んでいます。

さらに、小学校では、5年生を中心に約1,800名の児童がCO₂削減に取り組みます。「CO₂削減チェックシート」を活用し、「CO₂削減アクション月間」である6月の7日間に、家庭において節水、節電、省資源等の環境に配慮した生活を行い、自分の行動を点検します。

チェックシートには、「冷房

校庭の芝生化について

昨年の東伏見小学校に引き続き、今年は、保谷第一小学校の校庭の一部に約500㎡の芝生化を実施します。7月初旬に芝を張り、夏休みから約2ヶ月の養生期間を経て9月下旬からの開放を予定しています。昨年実施した東伏見小学校では、裸足で楽しそうに芝生の上を走り回る児童の姿が見受けられました。

今後は、芝生の育成・維持管理方法について専門家のアドバイスを受けながら学校・保護者・近隣の皆様の協力のもとに保谷第一小の芝生を育てていきたいと考えています。

「緑のカートン」の報告

今年で3年目を迎えた「緑のカートン」も4月から新規校として、中原・栄・谷戸第二・東・向台小学校の5校が加わり市内小学校15校による実施となりました。また、中学校では初の試みとして、柳沢中学校で、生徒・保護者による「緑のカートン」をスタートさせました。

昨年より栽培方法を、一部露地栽培に切替え、1階から3階までを、被う程の成長を見せています。また、プランター栽培の学校についても、容器を大きくし、土の量を増やすと共に、肥料も増量し、露地栽培に劣る事なく成長しています。

学校運営課

042(438)4072



「CO₂削減アクション月間」啓発ポスター
東京都教育委員会



住吉小学校横からの全景